

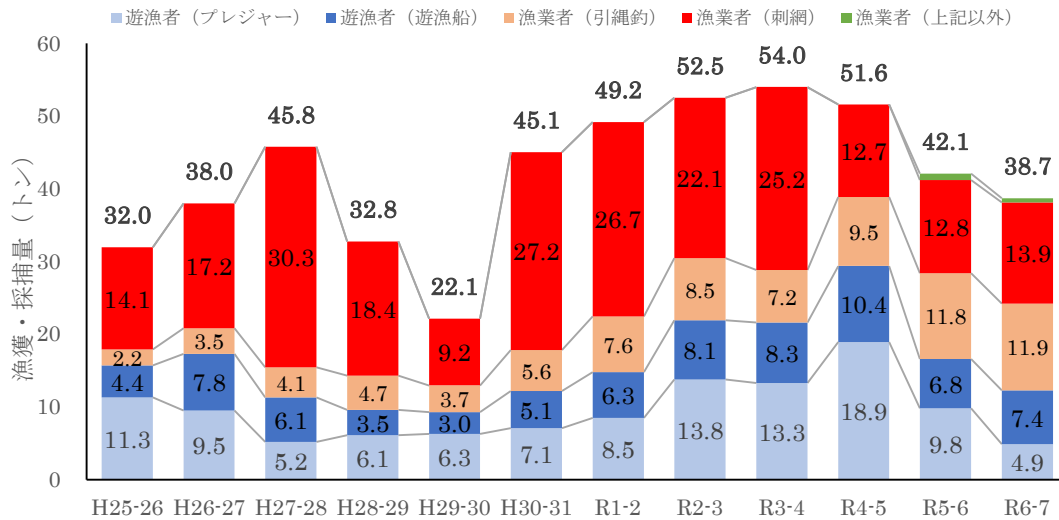
ビワマス遊漁承認制度について

I これまでの経緯と現状

OR6-7 採捕量

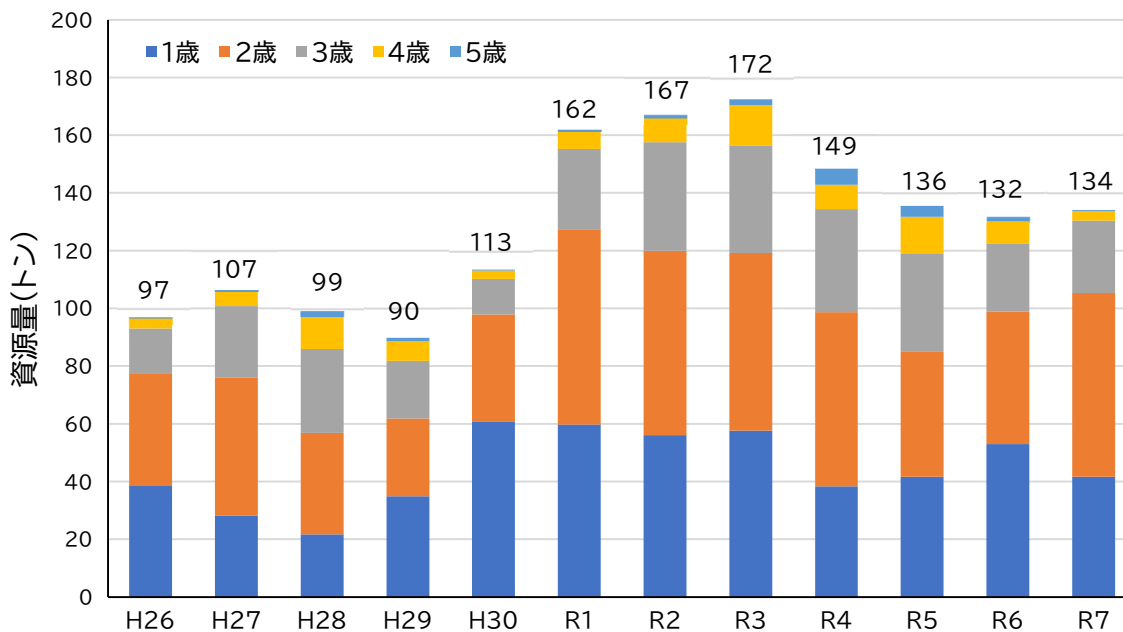
- ・ R6-7 シーズンの総採捕量（漁業+遊漁）は 38.7 トン。

漁業者、遊漁者のビワマス採捕量の推移（トン）



〇ビワマス推定資源量

- ・ R7 の推定資源量は 134 トン



2 R8-9 シーズンの考え方

- ・ 漁業における資源管理と同様にプレジャーボート使用者による承認数を算出したうえで、資源評価および漁業調整の観点から最終的な承認数を決定。
- ・ 遊漁船については、引き続き定数管理（40 隻限定）を継続し、資源減少時には漁業に準じて承認期間を短縮するなどの対応を検討。

3 プレジャーボート使用者の承認数

- ・ R7-8 期および R8-9 期の承認数を決定する際のビワマス資源量およびプレジャーボート使用者による採捕可能量に変化無し。
- ・ 漁業許可が R7-8 期から定数制に移行し、R8-9 期以降の許可数上限に変更は無し。



R8-9 シーズンにおけるプレジャーボート使用者の承認数は今シーズンと同数の 1,171 人とする。

4 承認基準・内容、決定方法について

（承認基準）

《プレジャーボート使用者》

承認基準は R7-8 シーズンと同様とする。

《遊漁船業者》

従来の承認基準に、廃業する遊漁船業者のもとで業務主任者として従事していた者が承認を引き継ぐための条件を追加。

（承認内容）

- ・ 承認内容については R7-8 シーズンと同様とする。

（決定方法）

- ・ 申請受理数が承認数上限を超えた場合、R7-8 シーズンと同様の抽選方法により決定。

5 手数料について

滋賀県使用料および手数料条例に基づき下記手数料を徴収する。

- ① 標旗の交付の手数料 ： 2,850 円
- ② 標旗の再交付の手数料： 2,450 円

◎ 令和8年～9年シーズンにおける承認制度について(案)

括弧内はR7-8シーズン

		遊漁船業	プレジャーボート
承認期間		令和8年12月1日～令和9年9月30日 (令和7年12月1日～令和8年9月30日) ただし、水産試験場が実施する資源評価により前年5月の資源量水準が100トン以下となる場合であって、漁業者が資源管理協定に基づき漁期を短縮する場合には、漁業者と同じ期間について承認期間を短縮する。	令和8年12月1日～令和9年6月30日 (令和7年12月1日～令和8年6月30日)
承認数		40件(40件)以内	1,171件(1,171件)以内
承認内容	釣法	竿を使用しない引縄釣りは禁止	
	竿数	1乗客あたり2本 + 1隻あたり2本 以内	2本以内
	針数	竿1本につき1個(シングルフック)	
	保持・持ち帰り可能尾数	1乗客あたり 1日あたり5尾まで	1日あたり5尾まで
承認を受けた者が対応すべき事項		標旗の掲揚	
		採捕状況報告書の提出	
		水産課監視業務への協力	
申請資格		申請時において以下の条件すべてを満たす ① 遊漁船業登録をしている者 ② 遊漁船業の適正化に関する法律を遵守 ③ 漁業に関する法令違反が確認されていない ④ 該当する琵琶湖海区漁業調整委員会指示に従わなかったことが確認されていない ⑤ 期間中において、ビワマス釣りの遊漁船業を営む事について誓約できる者	
申請受付期間		令和7年～8年シーズンと同程度 (令和7年10月15日～10月31日)	(令和7年10月1日～10月31日)
申請受付方法		郵送による申請	・ インターネットによる申請 ・ 郵送による申請
承認基準		《1位》 前年に承認を受けた遊漁船のうち、標旗および採捕状況報告書を提出期限までに提出済みの遊漁船 (3位の②、4位の①、③、④、⑤、⑥、⑦の船舶を除く) 《2位》 1位の基準に加え、下記項目全てに該当する遊漁船業者が所有する遊漁船 ① 承認引き継ぎの経験を有しない廃業遊漁船業者が前年に承認を受けた遊漁船の業務主任者として実績を持つ者 ② 承認引き継ぎの経験を有しない廃業遊漁船業者から直接指名を受けたことを証明できる者 《3位》 ① 前年に承認を受けていない遊漁船 (4位の②、③、④、⑤、⑥、⑦の船舶を除く) ② 前年に承認を受けた遊漁船のうち、承認期間中の営業実態が確認できない遊漁船 《4位》 ① 前年に承認を受けた遊漁船のうち、標旗または採捕状況報告書を提出期限を過ぎて提出した遊漁船 ② 4位の①に該当する船舶を所有する遊漁船業者が申請する前年に承認を受けていない遊漁船 ③ 遊漁船業者1者が申請する3隻目以降の遊漁船 ④ 申請受付期間において遊漁船業の適正化に関する法律第7条第1項に基づく変更の届出を怠っていた遊漁船 ⑤ 遊漁船業の適正化に関する法律第4条第3項第2号に基づく業務規程を令和8年10月1日までに定めていない者 ⑥ 遊漁船業の適正化に関する法律第20条に基づく業務改善命令を受けている者 ⑦ 前年に承認を受けたにも関わらず、提出物を提出しなかった遊漁船	下記をすべて満たすこと ① 漁業に係する法令の違反が確認されていない者 ② 令和2年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第9号、第10号および令和7年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号に従わなかったことが確認されていない者 ③ 前年に承認を受けた者のうち採捕状況報告書を期限内に提出した者もしくは前年に未承認であった者 ④ 外国人漁業の規制に関する法律第3条に定める者に該当しない者

承認決定方法		承認基準に基づき順位付けを行い、1位、2位、3位、 <u>4位</u> の順番に承認船舶を決定	承認基準を満たした申請受理数に応じ、以下にて決定
		1) 1位から3位の船舶の合計が定数を上回った場合、1位から <u>2位</u> の船舶を承認し、 <u>3位</u> の船舶にて抽選を実施 2) 1位から3位の船舶の合計が定数以内であり、1位から <u>4位</u> の船舶の合計が定数を上回った場合は、1位から <u>3位</u> を承認し、 <u>4位</u> の船舶にて抽選を実施	1) 1,171件以下の場合、申請受理した全ての者を承認 2) 1,171件以上の場合、申請受理した全ての者を対象とした抽選により決定
手数料	交付手数料	2,850 円	
	再交付手数料	2,450 円	

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、漁場利用の適正化を図るため、琵琶湖における引縄釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）について次のとおり指示する。

令和 8 年 月 日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷 口 孝 男

1 指示の内容

- (1) 遊漁の承認 令和 8 年12月 1 日から令和 9 年 9 月30日までは、遊漁者は引縄釣および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）（以下「引縄釣等」という。）を行ってはならない。ただし、琵琶湖海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合、承認を受けた遊漁船業者の使用する船舶に乗って行う場合または滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第103号）第46条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が行う場合はこの限りでない。当該承認を受けた者が引縄釣等を行うときは、委員会が交付した標旗を常備し、使用船舶に掲揚しなければならない。
- (2) 承認の区分 承認を受けようとする者は、次のとおり引縄釣等に使用する船舶の区分に応じて、インターネットまたは別記様式第 1 号もしくは別記様式第 2 号により委員会宛てに申請しなければならない。
 - ア 自己が使用権限を持つ船舶または使用権限を持つ他者から使用を認められた船舶により引縄釣等をする者およびその同乗者（以下「プレジャーボート使用者」という。プレジャーボートには、動力船の他、カヤック等の無動力船を含む。）
 - イ 引縄釣等を行わせるために、遊漁者を漁場に案内する事業を営む者（以下「遊漁船業者」という。）
- (3) 承認の取得義務
 - ア プレジャーボート使用者は、引縄釣等を行おうとする者ごとに承認を受けなければならない。ただし、承認は 1 人当たり 1 件とする。
 - イ 遊漁船業者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければならない。
- (4) 承認期間
 - ア プレジャーボート使用者においては令和 8 年12月 1 日から令和 9 年 6 月30日までとする
 - イ 遊漁船業者においては令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までとする。ただし、水産試験場が実施する資源評価により前年 5 月の資源量水準が 100 トン以下となる場合であって、漁業者が資源管理協定に基づき漁期を短縮する場合には、漁業者と同じ期間について承認期間を短縮する。
- (5) 承認数
 - ア プレジャーボート使用者の承認数は 1,171 人以内とする。
 - イ 遊漁船業者が使用する船舶の承認数は40隻以内とする。
- (6) 釣法の限定 竿を使用しない引縄釣は禁止する。
- (7) 同時に用いることができる竿の本数および釣針の個数
 - ア 竿の本数は、プレジャーボート使用者は承認 1 件当たり 2 本以内とする。承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶にあつては、乗客 1 人当たり 2 本以内とし、これに 1 隻当たり 2 本を加えた本数以内とする。
 - イ 釣針の数は、竿 1 本につき 1 個（シングルフック）とする。
- (8) 保持（キープ）および持ち帰ることができるビワマスの数
 - ア 承認を受けたプレジャーボート使用者が保持（キープ）および持ち帰ることのできるビワマスの数は、承認 1 件につき 1 日当たり 5 尾までとする。
 - イ 承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶において保持（キープ）および持ち帰ることのできるビワマスの数は、乗客 1 人につき 1 日当たり 5 尾までとする。なお、遊漁船業者はビワマスを持ち帰ってはならない。
- (9) 申請手続および承認基準等 承認の申請手続、承認基準その他必要な事項は、別に定める。
- (10) 採捕の報告 プレジャーボート使用者は承認者ごとに、遊漁船業者は承認を受けた船舶ごとに、以下のいずれかにより採捕の結果を報告しなければならない。
 - ア インターネット（ビワマス採捕報告専用ページ）による報告
 - イ 採捕状況報告書（プレジャーボート使用者にあつては別記様式第 3 号、遊漁船業者にあつては別記様式第 4 号）の提出による報告
- (11) 漁業被害の未然防止 漁労中の他船から 1 キロメートルの範囲内および敷設された漁具から300メートルの範囲内においては、引縄釣等による採捕行為をしてはならない。

2 指示の期間 令和8年12月 1 日から令和9年11月30日まで

3 指示に従わない者に対する措置 本指示に従わない場合は、承認を取消すとともに次回以降の承認をしない措置をとる。

令和 8 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第〇号の規定に基づく承認の申請手続、承認基準およびその他必要な事項

令和 8 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第〇号の規定に基づき、承認の申請手続、承認基準およびその他必要な事項を次のように定める。

1 承認の申請手続

- (1) 令和 8 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第〇号（以下「指示」という）に規定された承認を受けようとする者（以下「申請者」という）は、指示に定められた承認区分ごとに申請しなければならない。
- (2) 前項に基づく申請は、プレジャーボート使用者の場合はインターネットまたは別記様式第 1 号を使用し、遊漁船業者の場合は別記様式第 2 号を使用して、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（以下「事務局」という）に提出しなければならない。
- (3) 前項の提出は、プレジャーボート使用者は令和 8 年〇月〇日（〇曜日）から同年〇月〇日（〇曜日）まで（消印有効）、遊漁船業者は令和 8 年 10 月〇日（〇曜日）から同年〇月〇日（〇曜日）まで（消印有効）の期間内に行わなければならない。
- (4) 遊漁船業者は 1 (2) に定める提出のほか、遊漁船業の適正化に関する法律第 17 条第 1 項に規定する標識を掲示した営業所および遊漁船の写真、操業の誓約書、封筒（長形 3 号）、110 円分の切手、船舶検査証書の写しを提出しなければならない。
- (5) 前年に承認を受けた遊漁船業者は、前項に定める提出物に加え、承認ごとにビワマス釣りに出船した 5 営業日分（5 営業日に満たない場合は全て）の「遊漁船業の適正化に関する法律第 15 条に基づく利用者名簿の写し」、「経費・売上等を記帳した法定帳簿の写し」、「ホームページやパンフレットなど、集客を目的とした広報物の写し」を提出しなければならない。

2 申請資格

(1) 遊漁船業者

申請時において次のいずれの条件も満たすものとする。

- ① 遊漁船業登録をしている者
- ② 遊漁船業の適正化に関する法律を遵守している者
- ③ 漁業に関する法令※の違反が確認されていない者
- ④ 令和 2 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 9 号、第 10 号および令和 7 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号に従わなかったことが確認されていない者
- ⑤ 令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの間において、ビワマス釣りの遊漁船業を営む事について誓約できる者

※ 漁業に関する法令とは、漁業関係の法律、規則を指す

3 承認基準

(1) プレジャーボート使用者

申請時において次のいずれの条件も満たすものとする。

- ① 漁業に係る法令[※]の違反が確認されていない者
- ② 令和2年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第9号、第10号および令和7年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号に従わなかったことが確認されていない者
- ③ 前年に承認を受けた者のうち採捕状況の報告を定められた期限内に行った者もしくは前年に未承認であった者
- ④ 外国人漁業の規制に関する法律第3条に定める者に該当しない者

※ 漁業に係る法令とは、漁業関係の法律、規則を指す

(2) 遊漁船業者

1位 前年に承認を受けた遊漁船のうち、標旗および採捕状況報告書を提出期限までに提出済みの遊漁船（3位の②、4位の①、③、④、⑤、⑥、⑦の船舶を除く）

2位 1位の基準に加え、下記項目全てに該当する遊漁船業者が所有する遊漁船

① 承認引き継ぎの経験を有しない廃業遊漁船業者が前年に承認を受けた遊漁船の業務主任者として実績を持つ者

② 承認引き継ぎの経験を有しない廃業遊漁船業者から直接指名を受けたことを証明できる者

3位

① 前年に承認を受けていない遊漁船（4位の②、③、④、⑤、⑥、⑦の船舶を除く）

② 前年に承認を受けた遊漁船のうち、承認期間中の営業実態が確認できない遊漁船

4位

① 前年に承認を受けた遊漁船のうち、標旗または採捕状況報告書を提出期限を過ぎて提出した遊漁船

② 4位の①に該当する船舶を所有する遊漁船業者が申請する前年に承認を受けていない遊漁船

③ 申請受付期間において遊漁船業の適正化に関する法律第7条第1項に基づく変更の届出を怠っていた遊漁船

④ 遊漁船業者1者が申請する3隻目以降の遊漁船

⑤ 遊漁船業の適正化に関する法律第4条第3項第2号に基づく業務規程を令和8年9月30日までに定めていない者

⑥ 遊漁船業の適正化に関する法律第20条に基づく業務改善命令を受けている者

⑦ 前年に承認を受けたにも関わらず、提出物[※]を提出しなかった遊漁船

※ 提出物とは、令和7年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号の規定に基づく承認の申請手続、承認基準およびその他必要な事項「6. 承認を受けた者の提出書類」で提出を求めた「確認書、顔写真」を指す

4 承認の決定

- (1) 1(1)に規定する申請のうち、プレジャーボート使用者にあっては、その申請が指示に定める承認定数以内にあるときは承認基準を満たした者を承認する。プレジャーボート使用者にかかる申請数が承認定数を超える場合は、5に定める方法により承認者を決定する。
- (2) 1(1)に規定する申請のうち、遊漁船業者が使用する船舶にあっては、その申請が指示に定める承認定数以内にあるときは申請資格を満たした全ての船舶を承認する。遊漁船にかかる申請数が承認定数を超える場合は、申請された船舶について3(2)に掲げる承認基準に基づく順位付けを行ったうえ、次のとおり承認する船舶（以下「承認船舶」という。）を決定する。
 - ① 1位から3位の船舶を合わせた数が承認定数を超える場合は1位から2位の船舶を承認し、5に定める方法により承認定数まで3位の船舶の中から承認船舶を決定する。
 - ② 1位から3位の船舶を合わせた数が承認定数未満であり、4位の船舶を合わせた数が承認定数を超える場合は1位から3位の船舶を承認し、5に定める方法により承認定数まで4位の船舶の中から承認船舶を決定する。
- (3) 事務局は、承認者および承認船舶を決定したときは、速やかに申請者に承認の可否を通知する。
- (4) 1(2)の期間以外に提出された申請については受理しない。

5 承認を決定する方法

- (1) 4(1)に規定する方法は、次のとおりとする。
 - ① 承認者は抽選により決定する。
 - ② 申請者に整理番号を付与し、抽選の対象となった申請者の整理番号に対して、エクセルのRAND関数により乱数を発生させる。
 - ③ 整理番号ごとに発生させた乱数の値が大きい順番に、承認定数までの申請者を承認する。
 - ④ 上記により承認を受けた者が6に定める必要な手続きを行わなかった場合、手続きが行われなかった件数を上限に、補充抽選を行うこととする。
 - ⑤ 補充抽選の対象は、1に定める申請手続きを行い抽選に落ちた者のみとし、その抽選方法は①～③と同様のものとする。
- (2) 4(2)に規定する方法は、次のとおりとする。
 - ① 承認船舶は抽選により決定する。
 - ② 抽選を行う順番は抽選で決定することとし、くじの小さい番号を上位として順位を決定する。抽選の対象となった船舶の申請者もしくはその代理人（申請者の代理である旨の書面を有する者）が抽選を行い、申請者およびその代理人の立会がない場合は、本委員会事務局員が代わって抽選を行うこととする。
 - ③ 承認船舶を決定する抽選は抽選の対象となった船舶の申請者もしくはその代理人（申請者の代理である旨の書面を有する者）が行い、くじにより決定する。申

請者およびその代理人の立会がない場合は、本委員会事務局員が代わって抽選を行うこととする。

④ くじの結果に従って船舶を承認する。

6 承認を受けた者の提出書類および手数料の支払い手続き

- (1) 承認を受けた者は、確認書、顔写真（縦 45mm×横 35mm、裏面に氏名を記載）、本人確認書類（免許証の写し等）を提出するとともに、2,850 円の手数料を支払わなければならない。
- (2) 遊漁船業者は、6（1）に加えて、船長、業務主任者ごとに顔写真を 1 枚提出しなければならない。ただし、船長と業務主任者が同一であるときは、この限りでない。
- (3) 前項の提出および支払い手続きは、事務局から示される期間内に行わなければならない。
- (4) 事務局は、6（1）（2）の全ての書類を確認した後に標旗を送付する。

7 承認を受けた遊漁船業者の公表

- (1) 事務局は、承認を受けた遊漁船業者の一覧を作成し、事務局内（滋賀県庁水産課内）で縦覧するほか、事務局のホームページで公表する。
- (2) 公表する内容は次のとおりとする。
 - ① 遊漁船登録番号
 - ② 代表者氏名
 - ③ 営業所名
 - ④ 営業所住所
 - ⑤ 営業所電話番号
 - ⑥ 使用船名
 - ⑦ 遊漁船業務主任者氏名

8 採捕報告の方法および標旗と採捕報告の提出期限

- (1) 採捕報告の方法は次のとおりとする。
 - ① インターネット（ビワマス採捕報告専用ページ）による報告
 - ② 採捕状況報告書（プレジャーボート使用者にあっては別記様式第 3 号、遊漁船業者にあっては別記様式第 4 号）の提出による報告
- (2) 採捕報告の提出期限
 - ① プレジャーボート承認者
 - 【インターネットによる報告】
 - 令和 9 年 7 月 30 日
 - 【採捕状況報告書の提出による報告】
 - 《令和 8 年 12 月～令和 9 年 3 月釣行分》令和 9 年 4 月 30 日（消印有効）
 - 《令和 9 年 4 月～令和 9 年 6 月釣行分》令和 9 年 7 月 30 日（消印有効）
 - ② 遊漁船業者承認者：令和 9 年 10 月 15 日（消印有効）

9 禁止事項

- (1) 他人名義を使用しての申請、標旗の貸借をしてはならない。
- (2) 前号に該当することが確認された場合、承認を取り消す。承認を取り消された承認者は標旗を速やかに事務局へ返納しなければならない。
- (3) その他、(1)に該当する場合には、次回以降のシーズンの承認を行わない。

附則

この事項は、令和8年〇月〇日から施行する。